

委提第1号

北本市議会委員会条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年3月22日 提出

提出者 議会運営委員長 岡村有正

北本市議会議長 滝瀬光一様

北本市議会委員会条例の一部を改正する条例

北本市議会委員会条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「健康推進部」を「こども健康部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。